

酒類販売事業者に対する月次支援金の支給（拡充）

まん延防止等重点措置に伴う飲食店等の酒類提供禁止の影響を受け、売上の大幅な減少や減少期間の長期化に見舞われている酒類販売事業者を支援するため、国の月次支援金の対象要件を県独自に拡充する。

1 対象者

県内に本店を有し、酒類の提供を停止している飲食店と取引している酒類販売事業者（中小企業）

2 支給金額

まん延防止等重点措置実施区域に指定される期間（8/2～31、30日分）について、売上減少割合に応じて、下記拡充内容のとおり支給。

拡充内容（日割り計算後）

国の月次支援金（売上減少50%以上、個人10万円/月、法人20万円/月）を下表のとおり拡充

区 分	横出し (今回拡充分)	横出し (既発表分)	上乗せ (今回拡充分)		
	15%以上 30%未満*	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上
給付額(個人)	上限 96 千円/月		上限 96 千円/月	上限 193 千円/月	上限 290 千円/月
給付額(法人)	上限 193 千円/月		上限 193 千円/月	上限 387 千円/月	上限 580 千円/月

* 2ヶ月連続している場合（7月、8月両方の売上が15%以上30%未満減少）

(参考) 酒類販売事業者に対する県月次支援金の給付スキーム

